

岬町町制施行70周年記念冠事業取扱要綱

制定：令和6年11月22日

(目的)

第1条 この要綱は、岬町町制施行70周年にあたり、名称に記念事業である旨を冠として付した事業（以下「冠事業」という。）及び岬町町制施行70周年記念ロゴマーク、岬町町制施行70周年記念キャッチフレーズの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠事業の対象となる事業は、令和7年1月1日から令和8年3月31日までの期間に、岬町町制施行70周年を記念して実施される事業のうち、次の各号をすべて満たすものとする。ただし、岬町町制施行70周年記念事業実行委員長（以下「実行委員長」という。）が特に認めるときはこの限りでない。

- (1) 岬町町制施行70周年を盛り上げるもので、岬町の持つ魅力を町内外に情報発信できるものであること。
- (2) 営利目的の宣伝又は広告活動に用いるものでないこと。ただし、町の振興に寄与すると認められるときはその限りでない。
- (3) 個人の宣伝又は広告活動に用いるものでないこと。
- (4) 特定の思想、宗教等を助長し、又は圧迫するものでないこと。
- (5) 特定の政党、政治上の主義を支持し、又は反対するものでないこと。
- (6) 法令や公序良俗に反しないものであること。
- (7) 岬町暴力団等の排除に関する条例（平成24年岬町条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が関係する事業でないこと。

(事業の名称に付する冠)

第3条 事業の名称に付する冠は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 岬町町制施行70周年記念
- (2) 岬町町制施行70周年記念事業
- (3) 祝岬町町制施行70周年
- (4) 前各号のほか、実行委員長が特に認めたもの

(事業の申請)

第4条 冠事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、岬町町制施行70周年記念冠事業承認申請書（様式第1号）を実行委員長に提出し、岬町町制施行70周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、この限りでない。

- (1) 町又は町の行政委員会が実施する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、実行委員長が適当と認める事業

(事業の承認等)

第5条 実行委員長は、前条の規定による申請があったときは、実行委員会は、その内容を審査し、冠事業として承認するときは、岬町町制施行70周年記念冠事業承認通知書（様式第2号）

により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により承認した冠事業には、次の各号に掲げる特典を付与するものとする。

(1) 事業の名称に冠を付することの許可

(2) 岬だより及び町ホームページ等への広報記事の掲載

(3) 岬町町制施行70周年記念ロゴマーク、岬町町制施行70周年記念キャッチフレーズの使用及びのぼり旗の貸与の承認

(事業内容の変更等)

第6条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、事業の中止又は事業内容等の変更をする場合は、速やかに実行委員長にその旨を届け出なければならない。

(承認の取消し)

第7条 第5条第1項の規定により承認した冠事業が、第2条各号をすべて満たすものでないことが判明した場合は、実行委員長は承認を取り消すものとする。

2 前項の規定による冠事業の承認の取消しにより、事業者に損害が生じた場合であっても、町又は実行委員会は、その損害を賠償する責めを負わない。

(実績報告)

第8条 事業者は、冠事業終了後30日以内に岬町町制施行70周年記念冠事業実績報告書（様式第3号）を、実行委員長に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第9条 事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、町又は実行委員会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(冠事業の取扱いに関する事務)

第10条 冠事業の取扱いに関する事務は、岬町まちづくり戦略室企画政策推進担当が行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条から第11条までの規定は、その失効後も、なお従前の例による。